

# 新型コロナウイルス感染症に伴う手続きに必要な 証明書の交付手数料の免除期間を延長します

堺市では、令和2年6月1日から令和3年12月28日まで実施することとしていた、新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付、各種支援制度等の手続きに必要な証明書の交付手数料の免除について、以下のとおり期間を延長します。

## 1 延長期間

令和4年3月31日（木）まで

## 2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的損失を受け、融資や貸付、各種支援制度等の申請を行うため、次の証明書を取得する方

## 3 対象とする証明書

- ・住民票関係証明書（住民票の写しや戸籍の附票など）
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍関係証明書（戸籍の謄抄本など）
- ・税証明書（市民税・府民税（所得・課税）証明書など）

## 4 確認方法

各証明書の請求書（申請書）に、新型コロナウイルス感染症に伴う融資等の目的である旨記載していただきます。

## 5 その他

- ・過去に取得した方への遡及は行いません。
- ・コンビニエンスストア及び各区役所に設置している自動交付機で取得される場合は、免除の対象となりません。

問 い 合 わ せ 先	(住民票・印鑑・戸籍に係る証明について) 担 当 課：市民人権局 市民生活部 戸籍住民課 電 話：072-228-7739 ファックス：072-228-0371
	(税証明について) 担 当 課：財政局 税務部 税制課 電 話：072-228-6994 ファックス：072-340-2559